

報告第8号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月25日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年11月4日、市が管理する上石上公園で発生した、植栽の切り株につまずいたことにより転倒した事故について、公園施設の管理瑕疵を認め、損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償の額 533,416円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額533,416円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 大田原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇